

令和6年第2回定例会12月議会提出議案概要書（2）

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第105号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
制定のこと
- 〃 第106号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営
企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと
- 〃 第107号 令和6年度明石市一般会計補正予算（第7号）

1 要 旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるほか、所要の整備を行おうとするもの。

2 内 容

- (1) 職員の給料水準を平均3%引き上げる。
 (2) 期末手当及び勤勉手当の支給率の改定(ともに100分の5の引上げ)

(参考) 常勤職員の場合

	現行	令和6年度12月期	令和7年度6月期以降
期末手当	100分の122.5	100分の127.5	100分の125
勤勉手当	100分の102.5	100分の107.5	100分の105

- (3) 配偶者及び子に係る扶養手当の額の見直し

	現行	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	6,500円	3,000円	0円(廃止)
子	10,000円	11,500円	13,000円

- (4) 地域手当の段階的引き上げ

地域手当の支給率(現行:100分の6)を、令和7年度は100分の7とし、令和8年度以降は100分の8とする。

- (5) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日から施行し、2の(1)は令和6年4月1日から、2の(2)の令和6年度12月期に係る部分の改正は令和6年12月1日から適用する。ただし、2の(2)の令和7年6月期以降に係る部分の改正、(3)及び(4)の令和7年度に係る部分の改正は令和7年4月1日から、2の(3)及び(4)の令和8年度以降に係る部分の改正は令和8年4月1日から施行する。

議案第106号

明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。

2 内 容

期末手当の支給率の改定（100分の10の引上げ）

（1）令和6年度12月期

（現行）100分の222.5 → （改正）100分の232.5

（2）令和7年度6月期以降

（現行）100分の232.5 → （改正）100分の227.5

3 施行期日

公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、2の（2）は、令和7年4月1日から施行する。

今回の補正は、歳出で、国の補正予算に伴い、物価高の影響を受ける低所得世帯への給付金を給付するための事業費を追加するとともに、歳入では、国庫支出金を追加するもの。

〔 補正額 1,276,300 千円 補正後 135,465,408 千円 〕

歳 入

国庫支出金	1,276,300 千円	総務費国庫補助金	1,276,300 千円
		(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	

歳 出

補助費等	1,276,300 千円	物価高騰対応支援 給付金給付事業費	1,276,300 千円
------	--------------	----------------------	--------------

- ・住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を給付
- ・子育て世帯への加算 児童1人あたり2万円